

- 常滑市地域公共交通協議会設置要綱第13条で「この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、**会長が協議会に諮り定める。**」としています。
- 協議会の運営にかかる次の2つの規程を定めたいので、承認を求めます。

① 常滑市地域公共交通協議会財務規程（別添2-1）

交通協議会の財務について定めた規程です。概要は以下のとおりです。

【会計年度】

- 毎年**4月1日から翌年3月31日**までです。
- ただし、2022年度は協議会設置の日(4月28日)から2023年3月31日です。

【予算・決算】

- 予算、補正予算、決算は**協議会の承認**が必要です。
- 予算の流用、予備費充用をした際は、**協議会に報告**が必要です。

【出納】

- 事務局長がおこないます。
- 事務局長は事務局員から出納員を指名し、事務を委任できます。

【適用日】

- 協議会を設置した**2022年4月28日にさかのぼって適用**します。

②常滑市地域公共交通協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（別添2-2）

会議への出席に対する報酬や、**協議会の用務で出張した場合の旅費**などについて定めた規程です。概要は以下のとおりです。

【会議の報酬】

- 委員の報酬は、市条例に定める額を基準にします(2022年6月23日時点で**日額5,000円**です)。
- 書面開催の場合は、決議に参加した委員が対象です。
- 代理の者が出席した場合は、**代理の者に支払います**。
- 座長には、職責を踏まえて**委員の報酬と別に日額5,000円**を支払います。
- 国、県、市の職員と、申出があった委員には支払いません。
- 要綱にもとづき、**委員以外の者で出席を求められた者**にも、規定を準用します。

【学識者の報酬】

- 学識者として委嘱された委員に対し、交通協議会の運営について相談、助言、打合せなどを行った場合、**日額10,000円**を支払います。

【旅費】

- 会議への出席以外で、委員が出張したときは、**市条例に定める額を基準にした旅費**を支給します。
- 申出があった委員には支給しません。

【適用日】

- 協議会を設置した**2022年4月28日にさかのぼって適用**します。